

25年度特別会計予算

●取手駅西口都市整備事業特別会計予算：可決

〔討論〕

結城議員：駅東西自由通路の予算が前年度予算とほぼ同額。ウエルネスプラザ、自転車駐車場、歩行者デッキに比べて本気度が感じられない。反対。

染谷議員：ウエルネスプラザ整備推進により駅周辺の開発が進む。市民の意見、議会の意見を取り入れ、よりよいプラザを推進していくことを願って、賛成。

池田議員：歩行者デッキは、1階部分の店を素通りしてしまい、にぎわいにつながらない。また機械式自転車駐車場を2基も設置する必要はない。反対。

吉田議員：茨城の玄関口、取手の顔づくりになくてはならない予算。賛成。



ウェルネスプラザ建設予定のB街区

加増議員：駅西口に税金を集中投下するよりも、市民の身近な生活基盤の整備こそ優先されるべき。反対。

●用地先行取得事業特別会計：可決

〔討論〕

加増議員：B街区は文化芸術施設用地として購入したが、変更手続なしで目的をウエルネスプラザ建設用地に変更。ウエルネスプラザ建設ありきで強行する市の姿勢に批判は広がるばかり。反対。

●国民健康保険事業特別会計予算：可決

〔討論〕

遠山議員：払いたくても払い切れない国保税となっている。だれもが支払える国保税にすれば、滞納もなく

なり、持続可能な国保財政への道が開かれる。反対。

●後期高齢者医療特別会計予算：可決

〔討論〕

遠山議員：75歳になると国保や健保から切り離す差別制度と批判される中、導入された。払えない高齢者からは保険証を取り上げる。安心して医療を受けられる制度になっていない。反対。

●介護保険特別会計予算

●介護サービス特別会計予算：いずれも可決

〔討論〕

齋藤議員：介護支援ボランティア事業が盛り込まれた。互いに支え合う高齢化社会のために有意義。今後は成年後見制度の周知と、市民後見人養成に力を。賛成。

遠山議員：介護職員の処遇の改善につながるような内容は、予算に反映されていない。地域包括支援センターの増設などの取り組みが必要。反対。

●競輪事業特別会計予算：可決

〔討論〕

加増議員：わずかな収益よりも有形無形の弊害が大きいことを考慮すべき。競輪事業の計画的廃止、施設の転用を考え、きちんと県に求めるべき。反対。

25年度予算以外の市長提出議案

●(仮称)取手駅西口自転車駐車場新築工事請負契約の締結：可決

(臨時会で審議)

契約の相手方	浅沼・赤塚特定建設工事共同企業体
契約金額	5億2,594万5,000円
契約方法	一般競争入札
施設概要	鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 1,457㎡(地上3階・地下1階建) 自転車・原付合計867台収用
工事場所	取手駅北土地区画整理事業地内C街区
工事期間	平成26年3月14日まで

〔討論〕

加増議員：ゼネコンの受注価格つり上げ要求に応じるためのセレモニーであると受け止めざるを得ない。市民の信頼を失い、無駄遣いを重ねるもの。反対。

小嶋議員：(予定価格100%で落札されたことについて)入札参加3者のうち1者しか数字を書かなかったが、辞退者は予定価格が事前公表だからそれ以上の札を入れられなかったとい

うこと。最も安い金額が今回の札だと言える。設計どおりの素晴らしい建物になることを祈念して、賛成。

関戸議員：(不調に終わった)前回と同じ業者が3者入札に参加して2者が辞退。連続して同じ事態。これではまるで一般競争入札実施要綱の第11条(※)を満たすために参加しただけではないか。反対。

※「入札参加者が2者に満たない場合は、入札の執行を中止するものとする。」と定めた条文。

池田議員：市は前回と今回の入札が別件であると言っているが、設計図書の不十分な部分の訂正である。よって、同じ入札と考え、契約規則第17条第3項(※)により入札は無効。反対。

※「再度の公告による一般競争入札には、前回までの一般競争入札に参加した者は参加することができない。」と定めた条文。

結城議員：競争性が確保されているのか疑問。規則違反ではないかもしれないが、おかしいと思われること自体が不名誉。また、機械式駐車場は市の財政の身の丈に合っていない。反対。

●職員の給与に関する条例の一部改正条例：可決

〔主な改正の内容〕

・地域手当を3%から上限6%に変更(25年度は4%に引き上げ、それ以降は規則で6%を超えない範囲で定める)

・56歳以上の職員について昇給停止(勤務成績が優秀以上の者を除く)

〔討論〕

関戸議員：人事院の制度では取手市の地域手当の最終目標は15%。不十分だが当面6%の内容に賛成。しかし、「特に優秀な者」と「優秀な者」以外は昇給停止という制度は地方公務員になじまない。反対。

齋藤議員：市はこれまで人件費の抑制に積極的に取り組み、改革の努力は一定の効果を生み出したと評価する。頑張っしてほしい。賛成。

●職員等の旅費の特例に関する条例の一部改正条例：可決

職員の旅費を支給しない特例期間を2年間延長し、平成27年3月31日までとするもの。

〔討論〕

関戸議員：支給停止期間を再び延長するもの。度重なる延長で制度そのものがなくなってしまう。期間が来たらいっただん元に戻し、職員組合と協議すべき。反対。